

神奈川県指定特定非営利活動法人審査会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県指定特定非営利活動法人審査会（以下、「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議)

第2条 会長は、審査会の会議（以下、「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

2 会長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。なお、この場合においては、会長は、その結果について次の会議に報告しなければならない。

(審議の公正)

第3条 審査会は、委員の申出に基づき、当該委員が審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることを妨げる事情を有すると判断する場合は、当該委員が審議及び議決に加わらない決定をすることができる。

(資料の提出その他の協力)

第4条 会長は、適当と認める者に対して、会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(諮問、答申及び意見建議)

第5条 審査会に対する諮問は、知事が文書をもって行い、かつ、効率的な審議が行えるように必要な資料を添付するものとする。

2 審査会が知事に対して行う答申及び意見建議は文書をもって行う。

(議事録の作成)

第6条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題
- (4) 審議経過
- (5) 議決事項
- (6) その他必要な事項

2 議事録は、当該会議に出席した委員の承認を得て作成する。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、審査会の決定により、会議を公開しないことができる。

- (1) 地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例第4条に掲げる事項に関する審議
- (2) 地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例第20条に掲げる事項に関する審議
- (3) 地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例第22条に規定する知事からの諮問に関する審議
- (4) 会議を公開することにより、当該会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- (5) 審議する案件に、神奈川県情報公開条例第5条各号に該当する事項が含まれる場合

2 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行う。この場合の必要な手続については別に定める。

(議事録等の公開)

第8条 議事録は原則として公開とする。公開の手続については、神奈川県の附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱（平成7年9月5日制定）の定めるところによる。

(実施細目)

第9条 この要領に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成24年4月5日から施行する。